

## 北広島市火災予防条例の一部改正について

### 1 条例改正の背景・目的・趣旨

平成 24 年 5 月 13 日に発生した広島県福山市のホテル火災（死者 7 名）や平成 25 年 2 月 8 日に発生した長崎市の認知症高齢者グループホーム火災（死者 5 名）など、多数の死傷者が伴う火災では消防法令に関する重大な違反がその被害拡大を招く要因として挙げられます。

総務省消防庁は、平成 25 年 12 月 19 日付けで「違反対象物に係る公表制度の実施」を通知し、全国の消防本部に対して重大な消防法令違反のある防火対象物を公表する制度を、政令指定都市にあっては速やかに実施することとし、全国のすべての政令指定都市では平成 27 年 4 月 1 日から実施しているところです。

また、管内人口 20 万人以上の消防本部にあっては遅くとも平成 30 年 4 月 1 までに実施するよう求め、その他の消防本部にあっては、実施に向けた検討をすることとなっており、北海道としてもその他の消防本部については、平成 31 年 4 月までに実施することが適当と示されているところです。

このことを受け、本市においても消防法令に関する重大な違反のある特定防火対象物の情報をホームページで公表することにより、利用者が自らその危険性に関する情報を入手できるようにするとともに、防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置を促進するため、北広島市火災予防条例の改正を予定しています。

なお、実施にあたっては十分な周知期間を確保するため、平成 29 年 12 月に条例改正を行い、平成 31 年 4 月 1 日からの施行を予定しています。

### 2 改正の概要

#### (1) 違反対象物に係る公表制度の概要

消防職員の立入検査において違反を把握し、消防法令に関する重大な違反が確認された場合、関係者に通知した後、14 日を経過しても違反が継続している場合において、その違反が是正されるまでの間、違反の内容などを市のホームページで公表するものです。

#### (2) 公表の対象となる建築物（防火対象物）

消防法令に規定されている防火対象物のうち、百貨店や旅館などの不特定多数の方が利用する建物や、病院、福祉施設などの身体的に避難が困難な方が利用する施設で、消防法施行令別表第 1 に掲げる（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イ、（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる特定防火対象物（別紙参照）です。

#### (3) 公表の対象となる違反

消防法令の適用を受ける特定防火対象物において、義務付けられている次の消防用設備が設置されていない対象物を公表の対象とします。

① 屋内消火栓設備

火災が発生した時、初期消火に使用する設備

② スプリンクラー設備

火災が発生した時、熱を感知して自動的に消火する設備

③ 自動火災報知設備

火災が発生した時、熱や煙を自動的に感知して早期に火災を知らせる設備

(4) 公表する事項

① 法令違反が認められた特定防火対象物の名称及び所在地

② 法令違反の内容（違反している消防用設備及び場所）

③ その他消防長が必要と認める事項

(5) 違反状態を是正した場合の措置

消防職員による立入検査等において違反状態の是正を確認した後、速やかに公表事項を削除します。

3 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日からの施行を予定しています。

4 今後の予定

日 程	内 容
平成 29 年 9 月 4 日	総務常任委員会に説明
平成 29 年 9 月 15 日～10 月 16 日	パブリックコメントの実施
平成 29 年 11 月	パブリックコメント検討結果の公表
平成 29 年 12 月	第 4 回市議会定例会に提案 火災予防条例改正
平成 30 年 1 月～平成 31 年 3 月	火災予防条例改正に伴う公表制度実施についての 周知期間
平成 31 年 4 月 1 日	違反対象物に係る公表制度の実施

5 意見募集期間（パブリックコメント）

募集期間は、平成 29 年 9 月 15 日から 10 月 16 日まで意見募集を行います。